

令和3年度本庁舎等整備に係る庁内推進体制について

1 主旨

令和3年度は、本庁舎等整備工事に着手することを踏まえ、1期工事が竣工する令和5年度からの新庁舎の管理・運用を見据えた、より具体的な検討が必要となる。

また、施工者をはじめとした関連事業者との情報共有・調整も必要になることから、新たに工事連絡会を設置する。

これらの体制のもと、関係部署と協議・調整しながら、全庁を挙げて本庁舎等整備を推進する。

2 庁内推進体制

(1) 概要

令和2年度の「新庁舎管理手法」「区民交流機能」「フロア管理」「庁舎案内・サイン計画」「ローリング計画」の5つによる分科会構成を引き継ぎ、分科会をまたがる課題等については、分科会調整会議で検討・調整のうえ、整備推進委員会に報告する。

また、新たに設置する工事連絡会では、施工者等との情報共有・調整を行い、分科会調整会議に報告する。

(2) 整備推進委員会等の役割

- ・整備推進委員会 … 庁舎整備担当部担任の副区長を委員長に、部長会メンバーで本庁舎等整備の推進に関することを所掌する。
- ・分科会調整会議 … 庁舎整備担当部担任の副区長を座長に、分科会をまたがる課題等について検討・調整し、整備推進委員会に報告する。
- ・分科会 ……………… 施工中及び各工期竣工後の庁舎の管理・運用等を各分科会で検討し、整備推進委員会に報告する。
- ・工事連絡会 ……………… 施工者等との情報共有・調整を行い、分科会調整会議に報告する。

(3) その他

全庁的な課題については、庁内の会議体と密接に連携を図りながら進め、全庁を挙げて本庁舎等整備を推進する。

(4) 庁内推進体制図

資料3-2「令和3年度 本庁舎等整備に係る庁内推進体制図」のとおり。